#### 警察庁訓令第9号

警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年7月23日

警察庁長官 米田 壯

警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令の一部を改正する訓令

警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「当該職員を監督する地位にある者」を「監督者」に、「または」を「又は」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 この訓令において「監督者」とは、職員を監督する地位にある者をいう。 第4条の次に次の2条を加える。

(職員の責務)

- 第4条の2 次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める職員(次条に規定 する監督者及び第5条に規定する所属長を除く。)は、速やかにその旨をそれ ぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。
  - (1) 自らが属する所属の職員 所属長又は監察事務の担当者
  - ② その他の職員 監察事務の担当者

(監督者の責務)

第4条の3 監督する職員に規律違反があると認める監督者(所属長を除く。) は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

第5条及び第6条を次のように改める。

(所属長の責務)

第5条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、様式第1号により、直 ちにその旨を監察事務の担当者に報告しなければならない。

(監察事務の担当者の責務)

第6条 監察事務の担当者は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、様式第1号の2の申立書に次の各号に掲げる証拠及び様式第2号の身上調査書を添えて、当該職

員の任命権者に申し立てなければならない。

- (1) 本人の聴取書又は始末書(本人が供述又は始末書の提出を拒んだ場合にあっては、事実調査書)
- ② 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 申告に係るものについては、その申告の書類
- 4) その他の証拠
- 2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

第10条第1項中「から第6条まで」を「又は第6条第1項」に、「申立」を「申立て」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第2項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第17条の見出しを「(訓戒等)」に改め、同条中「または」を「、又は」に、「訓戒処分を行なう」を「、訓戒又は注意を行う」に改める。

様式第1号を次のように改め、同様式を様式第1号の2とする。

### 様式第1号の2

					平成	<b>年</b>	月	日		
		申		$\dot{\underline{\Sigma}}$	書					
警察庁長官	氏	名	殿							
(又は	)									
警察庁長官官房首席監察官								ED		
				(	又は	)				
次の者の規律	次の者の規律違反につき次のとおり申し立てる。									
				警察庁	局	課勤務				
				(又は	)					
				官職	氏		名			
1 規律違反発覚の端緒										
2 規律違反の年月日及び場所										
3 規律違原	反の内容	}								
4 添付書類	類(別細	〔とする。	)							
(1) 証拠										
(2) 身上記	周査書									

附則の次に次の1様式を加える。

# 様式第1号

						平月	戉	年	月	日
		報		告		書				
警察	<b>紧庁長官官房首席</b>	監察官	氏		名	殿				
( )	7は )									
						警察/	宁	局	課長	印
						(又	は	)		
次の	次の者の規律違反につき次のとおり報告する。									
				警察	庁	局	課	勆務		
				(又	は	)				
				官	職	氏			名	
1	規律違反発覚の	端緒								
2	規律違反の年月	日及び均	易所							
3	規律違反の内容	!								
4	その他必要と認	める事項	Į							

様式第5号中「または」を「又は」に、「私は」を「私の」に、「かかる」を「係る」に改める。

様式第6号を次のように改める。

## 様式第6号

					平成	年	月	日	
		<b>霍</b> 力	告		書				
警察庁長官	殿								
(又は	)								
		警察庁	(又は	)	懲戒審査	委員会	委員長	ED	
平成 年	月	日付け	何某に関	する懲	滅審査要	求に基	づき審査	査した	
結果次のとおり決定したのでこれを勧告する。									
			記						
(懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項)									
			委員	長	氏		名	ED	
			委	員	氏		名	ED	
			委	員	氏		名	ED	
			委	員	氏		名	ED	

様式第8号中「または」を「又は」に、「できないから」を「できないことから」に改める。

様式第9号を次のように改める。

## 様式第9号

附 則

この訓令は、平成25年7月23日から施行する。